

議案第3号、令和8年度大津市一般会計予算のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分について

令和8年度、大津市一般会計予算のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

予算説明書の説明欄の記載に沿いまして、歳入歳出予算のうち、主な事項・事業についてご説明します。

歳入予算について説明する前に、市税の全体像についてご説明します。

39 ページの事項別明細書の総括をお開き願います。

表中、一番上の市税につきましては、わが国経済の基調判断として、景気は、米国の通商政策による影響が一部産業に見られるものの、緩やかに回復しています。

一方で、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている状況です。

こうしたなか、市税収入見込みに際しては、情報収集に努め、見込

額を精査いたしました結果、市税全体としては、前年度当初予算額に対し、約 24 億 9,500 万円の増収となる約 566 億 7,400 万円を見込んであります。

それでは主な税目についてご説明します。

42 ページをお願いいたします。

款 1 市税、項 1 市民税、目 1 個人は、個人所得の増加等により、全体として 15 億 8,800 万円の増収と見込むものです。

目 2 法人は、前年度からの好調な企業業績により全体として約 2 億 4,300 万円の増収と見込むものです。

この結果、個人、法人を合わせた市民税全体では、前年度当初予算額に対し、約 18 億 3,100 万円の増収と見込むものです。

項 2 固定資産税、目 1 固定資産税は、令和 8 年度は評価替えを行う基準年度ではなく、経年減価の影響を受けない中で、新築マンションや新築住宅建設による家屋分の増収等を反映し、全体として約 4 億 2,200 万円の増収と見込むものです。

目 2 国有資産等所在市町村交付金は、地方税法で非課税とされる国や地方公共団体が所有する固定資産に対して、使用の実態が民間と類似しているものについて固定資産税の代わりに交付されるもので、価格の改定による増等により、約 400 万円の増収となる約 1 億

5,200 万円と見込むものです。

この結果、固定資産税全体では、前年度当初予算額に対し、約 4 億 2,500 万円の増収と見込むものです。

項 3 軽自動車税、目 1 軽自動車税については、環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止予定のため、名称を種別割から軽自動車税に変更しております。なお、令和 7 年度 3 月分までの環境性能割分は「環境性能割（旧法）」として収入します。この変更に伴う増加分と、軽自動車税の税率区分の段階的引き上げに伴う課税対象車両の増加等を含め、約 5,100 万円の増収と見込む一方、環境性能割の廃止の影響で、軽自動車税全体では約 300 万円の減収と見込むものです。

44 ページをお願いいたします。

項 4 市たばこ税は、近年の健康志向の高まりを受け、販売本数が減少傾向にあるものの加熱式たばこへの課税方式の見直しにより、1 億 2,900 万円の増収と見込むものです。

項 6 入湯税は、入湯客数をほぼ同数と見込み、約 100 万円の増収と見込むものです。

項 7 事業所税は、事業所床面積の変動等を勘案し、約 2,400 万円の増収と見込むものです。

46 ページをお願いいたします。

項 8 都市計画税は、固定資産税と連動することから、前年度当初予算額と比較して、約 8,800 万円の増収と見込むものです。

市税収入については以上です。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税の収入額の 42%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、令和 7 年 12 月 31 日でのガソリン暫定税率廃止もあり、1,500 万円の減収となる 1 億 4,800 万円と見込むものです。

項 2 自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の収入額の 40.7%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、2,700 万円の増収となる 5 億 7,400 万円と見込むものです。

48 ページをお願いいたします。

項 3 森林環境譲与税は、国税である森林環境税の収入額の 90%相当額が、私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分されて市町村に譲与されるもので、300 万円の減収となる約 8,800 万円と見込むものです。

款 3 利子割交付金は、預貯金の利子等に対して課税され、県に納付

された利子割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され、交付されるものですが、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度が導入されることに伴い、約 8,800 万円の増収となる 1 億 2,100 万円と見込むものです。

款 4 配当割交付金は、株の配当に対して課税され、県に納付された配当割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され、交付されるもので、約 1 億 5,800 万円の増収となる 5 億 5,500 万円と見込むものです。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は、株の譲渡益等に対して課税され、県に納付された株式等譲渡所得割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され、交付されるもので、約 3 億 1,200 万円の増収となる 7 億 2,600 万円と見込むものです。

50 ページをお願いいたします。

款 6 法人事業税交付金は、県に納付された法人事業税の 7.7%相当額が、当該市町に係る従業者数で按分され、交付されるもので、1,800 万円の増収となる 8 億 2,000 万円と見込むものです。

款 7 地方消費税交付金は、平成 26 年 4 月及び令和元年 10 月からの地方消費税率の引上げ分については社会保障の財源化とされ、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、全額人口により按

分され交付されるものであり、一方、従来分の地方消費税に係る交付金については、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、人口と従業者数により按分され、交付されるもので、約 6 億 7,900 万円の増収となる 91 億 5,000 万円と見込むものです。

款 8 ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の 70%相当額が、ゴルフ場所在市町に交付されるもので、前年度当初予算額と同額の約 1 億 7,200 万円と見込むものです。

款 9 環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割の 40.85%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分され、交付されるものですが、軽自動車税環境性能割と同様に自動車税環境性能割も令和 8 年 3 月 31 日で廃止予定のため約 1 億 6,700 万円の皆減と見込むものです。

52 ページをお願いいたします。

款 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する演習場、教習所等の用に供する土地、建物等に対して交付されるもので、前年度当初予算額とほぼ同額の約 1,800 万円と見込むものです。

款 11 地方特例交付金は、住民税の住宅ローン控除による減収分に加え、自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う軽自動車税

及び環境性能割交付金の減収分やガソリン税の暫定税率廃止に伴う
地方揮発油譲与税の減収分の補填措置として、5億9,000万円を見込
むものです。

款12 地方交付税は、国の地方財政対策を踏まえ、市税収入や基準
財政需要額の見込みに基づき積算したもので、7億1,400万円の増と
なる174億3,200万円を見込むものです。

56 ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務
管理使用料のうち、総務部に関連するものは、本庁舎等にかかる建物
使用料や土地使用料です。

60 ページをお願いいたします。

項2 手数料、目1 総務手数料、節2 徴税手数料は、各種の税務証明
に対する手数料と督促手数料です。

72 ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 土木費国庫補助金、節1
土木管理費国庫補助金の説明欄、住宅・建築物防災力緊急促進事業補
助金のうち、総務部に関連するものは、庁舎整備事業に係る基本設計
に対する国からの補助金です。

78 ページをお願いいたします。

款 1 7 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金のうち、移譲事務交付金につきましては、県条例による知事からの移譲事務に対する交付金です。

84 ページをお願いいたします。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 徴税费委託金は、個人県民税の徴収にかかる県からの事務委託金で、納税義務者数が基準になり、納税義務者 1 人当たり 3,000 円を乗じた額となっています。

節 3 選挙費委託金は、滋賀県知事選挙事務、滋賀県議会議員補欠選挙事務、地方選挙準備事務、在外選挙人の登録事務に係る委託金です。

88 ページをお願いいたします。

款 1 8 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち、総務部土地貸付収入は、国・県及び法人等への貸付が主なものです。

目 2 利子及び配当金、節 1 利子収入のうち総務部に関連するものは、4 行目の職員退職手当基金から 9 行目の土地開発基金までの 6 つの基金の運用による利子収入です。

90 ページをお願いいたします。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 不動産売払収入のうち総務部不動産売払収入は、市有地等の売払収入であり、目 2 物品売

払収入、節 1 不用品売払代は、廃棄備品等の売払収入です。

款 1 9 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 3 財産区等寄附金は、村中名義財産会計から、地元公共施設整備等の原資として本市に寄附を受けるもので、同額を歳出の中で自治振興費として、地域の公共的な事業に要する経費として計上しています。

92 ページをお願いいたします。

款 2 0 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金、節 1 0 公共施設等整備基金繰入金は、市民センターや生涯学習センター等の施設整備経費に充当するため繰り入れるものです。

94 ページをお願いいたします。

節 1 1 職員退職手当基金繰入金は、職員の退職手当に充当するため繰り入れるものです。

款 2 2 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金、節 1 延滞金のうち、総務部に関連するものは、市税の滞納にかかる延滞金です。

96 ページをお願いいたします。

項 2 市預金利子、目 1 市預金利子は、出納室で所管する歳計現金等の保管に伴う預金利子及び運用に伴う利子収入です。

98 ページをお願いいたします。

項4 雑入、目1 滞納処分費は、公売等に伴う事務経費に充当される収入であり、目2 弁償金、節1 弁償金のうち、総務部に関連するものは、原動機付自転車等の標識の紛失による弁償金です。

目4 雑入、節1 総務費雑入のうち、総務部に関連する主なものは、職員健康診断にかかる企業局からの分担金、県消防学校への職員派遣費、会計年度任用職員等の雇用保険にかかる本人負担金等、庁舎維持管理等にかかる企業局等からの分担金などです。

104 ページをお願いいたします。

節9 その他雑入のうち、説明欄の総務部に関連する主なものは、日本赤十字社滋賀県支部大津市地区からの負担金を計上し、出納室に関連するものは、口座振替にかかる経費の企業局負担金分等です。

106 ページをお願いいたします。

款2 3 市債、項1 市債は、総額では、108 ページの最下段に記載のとおり、約48億200万円となり、前年度当初予算額に比べ、約47億3,600万円の減となるものです。

順に申し上げますと、目1 総務債、節1 市民センター整備事業債は、小野市民センターの改修や旧伊香立市民センターの解体等に、節2 防災対策事業債は大型トイレカーの導入等に、節3 文化施設等整備事業債は長等創作展示館の空調設備更新や歴史博物館の外壁改修等

に、節4庁舎整備事業債は、新庁舎整備予定地である皇子山総合運動公園内広場の解体や新館エレベーターの機器更新等に、節5コミュニティ施設整備事業債は、旧堂町公民館解体工事にそれぞれ充当するものです。

目2民生債、節1社会福祉施設等整備事業債は、老人福祉センター改修事業や民間保育施設整備補助、児童館の耐震改修等整備に充当するものです。

目3衛生債、節1保健衛生施設整備事業債は、膳所すこやか相談所の移転整備や動物愛護センター屋根・外壁改修等に、節2斎場施設整備事業債は、志賀聖苑の屋上防水改修に、節3脱炭素化推進事業債はE S C O事業による市有施設の照明のL E D化事業に、節4水道事業会計出資債は、上水道安全対策事業に、節5一般廃棄物処理事業債は、大石中町污水处理施設や伊香立環境交流館の解体工事等に、節6し尿処理施設整備事業債は、北部及び志賀衛生プラントの施設整備事業等に、それぞれ充当するものです。

目4農林水産業債、節1土地改良事業債は、田上地区におけるほ場整備事業等に、節2ため池整備事業債は、滋賀県が施行するため池整備事業に、節3水産施設整備事業債は、堅田内湖の水門施設整備に、それぞれ充当するものです。

目5 商工債、節1 観光施設整備事業債は、大津祭曳山展示館シャッター安全装置設置工事やおごと温泉の計装盤更新事業等に充当するものです。

目6 土木債、節1 道路等整備事業債は、生活道路拡幅整備工事や市道幹1009号線・市道幹2028号線等の道路新設改良事業、市道橋の補修事業や道路舗装の長寿命化推進事業のほか、滋賀県が施行する道路整備の負担金等に、それぞれ充当するものです。

節2 自然災害防止事業債は、河川改修や緊急浚渫の推進等の河川事業費のほか、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策の負担金等に、節3 都市再生整備事業債は、旧大津公会堂空調設備工事等に、節4 都市計画道路整備事業債は、馬場皇子が丘線、比叡辻日吉線、本堅田衣川線の街路事業に、節5 公園整備事業債は、都市公園トイレバリアフリー化、瀬田公園体育館天井改修工事、大津湖岸なぎさ公園サンシャインビーチの再整備工事等にそれぞれ充当するものです。

108 ページをお願いします。

節6 自転車駐車場整備事業債は、晴嵐自転車駐車場の老朽化対策工事等に、節7 駐車場整備事業債は浜大津公共駐車場の外壁改修工事等に、節8 公営住宅建設事業債は、石山団地解体工事及び朝日が丘二丁目団地1号棟屋上断熱防水及び外壁改修工事等に、それぞれ充

当するものです。

目 7 消防債、節 1 消防施設整備事業債は、貯水槽新設工事や消防車両の更新経費等に充当するものです。

目 8 教育債、節 1 義務教育施設整備事業債は、小松小学校等の施設設備改修設計や、葛川小学校、南郷中学校体育館屋根改修工事等に、節 2 防災対策事業債は志賀小学校土砂災害特別警戒区域対策工事に、節 3 幼稚園施設整備事業債は、旧雄琴幼稚園解体工事や、遊具更新等に、節 4 社会教育施設整備事業債は、葛川少年自然の家、北部地域文化センターの設備改修等に、節 5 生涯学習センター施設整備事業債は、生涯学習センターの空調更新工事等に、節 6 図書館施設整備事業債は、和邇図書館の天井落下防止工事等に、それぞれ充当するものです。

目 9 災害復旧債は、農地や農業用施設、林道、道路・河川等の公共土木施設の災害復旧事業に充当するものです。

236 ページをお願いいたします。

地方債の各年度末における現在高の見込みに関する調書中、令和 8 年度中の起債見込額は約 48 億 200 万円、令和 8 年度中元金償還見込額は約 101 億 4,900 万円となり、この結果、令和 8 年度末における市債残高は、令和 7 年度末見込から約 53 億 4,700 万円減少し、約

1,160億3,000万円となる見込みです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

110ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、説明欄1の議員報酬手当等は、38人分の議員報酬及び手当等です。

3の政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員一人当たり月額7万円を上限に各会派へ交付するものです。

4の議会運営費は、本会議及び委員会等の会議録作成業務、議会広報紙の発行、インターネットによる議会中継運用業務、各委員会の視察・調査研究に要する経費、市議会PR動画作成経費、グループウェア等の運用にかかる経費また、議場放送設備の機器等のリース経費、議会図書室の図書購入経費等です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄3の一般行政推進費のうち、112ページの説明欄の総務部は、不当要求対策等にかかる会計年度任用職員の人件費及びその他経常的な行政推進経費のほか、平和啓発事業や本市が行う業務全般を対象とした全国市長会市民総合賠償補償保険への一括加入に係る経費です。

4の訴訟事務費は、弁護士報酬など訴訟にかかる経費です。

5の行政改革推進費は、行政改革推進委員会開催経費等です。

6のコンプライアンス推進費は、公正職務審査委員会や行政不服審査会に係る経費やコンプライアンス推進のための会計年度任用職員の雇用経費等です。

7の公共施設マネジメント推進費のうち、総務部は、公共施設マネジメント推進委員会開催経費や公共施設総合管理計画改訂に係る経費等です。

目2会計管理費は、金融機関への市税等収納事務取扱手数料及び振込手数料などの出納事務にかかる経費です。

116ページをお願いいたします。

目7文書費のうち、説明欄2の公報発行費、3の例規集管理費及び4の文書印刷発送等経費は、総務課にかかるもので、主に、公報発行や例規集の管理経費、文書の印刷及び発送に関する経費です。

目8公平委員会費は、公平委員3名の報酬のほか、事務経費です。

118ページをお願いいたします。

目9総合防災費、説明欄2の防災対策費は、大津市総合防災訓練の実施に係る経費、個別避難計画作成推進に係る経費、非常食等の生活必需品及び防災行政無線運用管理に係る経費などです。

目 1 0 人事管理費、説明欄 3 の退職手当金は、令和 8 年度中の定年退職者として見込んでいる 38 名、定年相当退職者 10 名、早期・普通退職者 52 名、任期付職員 12 名、会計年度任用職員 31 名の退職手当金等です。

4 の職員退職手当基金積立金は、当基金の運用益を積み立てる経費です。

5 の人事管理経費は、市長部局等の会計年度任用職員の社会保険料、職員の健康診断等の経費や職員採用・昇任及び職員統合システムにかかる利用経費等です。

6 の職員研修費は、人材育成のための研修経費等です。

120 ページをお願いいたします。

目 1 1 財政管理費、説明欄 2 の財務管理費は、財務書類作成に係る委託経費及び予算書の作成等の事務経費等です。

目 1 2 財産管理費、説明欄 2 の交通安全対策推進費は、公用車の交通安全対策の推進に要する経費を、3 の普通財産管理費は、市有地の管理及び市有財産の利活用推進に要する経費を、4 の庁舎管理費は、庁舎の維持管理、新館のエレベーター機器更新経費、第二別館の照明器具改修経費、建築基準法不適合箇所の改修経費、公用車の管理に要する経費、新庁舎整備予定地である皇子山総合運動公園内広場の解

体経費等です。

目 1 3 庁舎建設費は、庁舎整備にかかる基本設計等に要する関連経費です。

122 ページをお願いいたします。

目 1 4 土地開発基金費の土地開発基金積立金は、基金の運用益を積み立てるものです。

目 1 6 庁舎整備基金費は、今後の庁舎整備のため、平成 18 年度に設置した基金で、基金運用益を積み立てるものです。

目 1 8 財政調整基金費は、財政調整基金及び減債基金について、それぞれの運用益を積み立て、また、目 1 9 公共施設等整備基金費についても、当該基金の運用益を積み立てるものです。

目 2 0 自治振興費、説明欄 2 の自治振興推進費のうち総務部につきましては、村中財産を所有する田上関津町などの村中名義財産会計から、地元公共施設整備等の原資として寄附を受け、同額を地域の公共的な事業に要する経費として支出するものです。

130 ページをお願いいたします。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費は、税 3 課の常勤職員給与費、会計年度任用職員雇用経費及び税証明の窓口発行等の一般事務経費です。

目 2 賦課費、説明欄 1 の市税賦課経費は、市民税、固定資産税、軽

自動車税、事業所税、都市計画税等の賦課に係る事務経費で、主なものは、当初課税の事務経費、各種機器のリース料、システム開発に伴う委託料及びシステムの使用料です。

2の固定資産評価調査費は、土地及び家屋評価の諸調査に伴う委託等に係る経費です。

目3徴収費、説明欄1の市税過誤納金還付金は、主なものは法人市民税の還付金で、2の市税徴収経費は、システム使用料や滞納整理業務のDX化の推進経費、納付書、督促状の印刷費、郵送料、納付書の封入委託料等に係る経費等です。

132ページから134ページにかけての項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、説明欄1では事務局職員の給与費、説明欄2では、4人の委員報酬のほか、事務経費です。

続けて134ページをお願いいたします。

目2選挙啓発推進費は、選挙啓発の推進活動にかかる経費です。

目3滋賀県知事選挙費は、令和8年7月19日任期満了に伴う滋賀県知事選挙の執行経費です。

目4滋賀県議会議員補欠選挙費は、滋賀県知事選挙と同日に執行される滋賀県議会議員補欠選挙の執行経費です。

136ページをお願いいたします。

目5 地方選挙準備費は、令和9年4月29日任期満了に伴う滋賀県議会議員一般選挙及び令和9年4月30日任期満了に伴う大津市議会議員一般選挙の執行経費です。

138 ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費、説明欄1は、常勤監査委員の給与費、説明欄3の監査事務経費は非常勤監査委員3名の報酬、その他、監査執行に要する事務経費です。

140 ページをお願いいたします。

目2 外部監査費、説明欄1 外部監査費は、包括外部監査契約に係る委託料です。

162 ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目9 水道・ガス事業会計繰出金は、水道施設の建設改良に伴う企業債の元利償還金や、水道料金の減免に係る補填金など、繰出し基準を踏まえ、企業局との協議に基づき繰り出すものです。

194 ページをお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、目6 下水道事業会計繰出金は、雨水処理に要する経費及び資本費に要する経費など、繰出し基準を踏まえ、企業局との協議に基づき繰り出すものです。

204 ページをお願いいたします。

款 1 0 教育費、項 1 教育総務費、目 5 教育振興費、説明欄の 4、私学振興対策費は、市内私立中学校及び高校等の私学振興のための、事業補助金です。

224 ページをお願いいたします。

款 1 2 公債費、項 1 公債費、目 1 元金は、償還計画に基づき過去に発行した市債償還額や繰上償還にかかる所要額を計上しているものです。

目 2 利子は、新規発行債の利率が上昇していることから、前年度当初予算額に比べ約 2 億 8,500 万円の増額となったものです。

226 ページをお願いいたします。

目 3 公債諸費は、市債の繰上償還に係る補償金が生じた場合に備えるものです。

款 1 3 予備費は、前年度当初予算額と同額の 2 億円を計上したものです。

歳出の説明は以上ですが、債務負担行為の説明をいたしますので、6 ページをお願いします。

2 項目めの庁舎大規模改修事業費につきましては、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 か年で予定しております、庁舎本館冷温水発

生機の熱交換器等更新にかかるものです。

3項目めの庁舎整備事業費は、令和8年度から令和9年度までの2か年で予定しております、文書管理適正化支援業務にかかるものです。

7項目めの市税賦課事業費は、令和8年度から令和9年度までの2か年で予定しております令和8年度軽自動車税及び市民税県民税当初課税事務等の賦課事務に係る労働者派遣業務等にかかるものです。

8項目めの統一地方選挙執行準備事業費は、令和9年4月29日任期満了に伴う滋賀県議会議員一般選挙及び令和9年4月30日任期満了に伴う大津市議会議員一般選挙の執行経費です。

以上をもちまして、議案第3号、令和8年度大津市一般会計予算のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。